

死刑を法定刑に定める罪

- ① 内乱首謀（刑法第 77 条第 1 項第 1 号）
- ② 外患誘致（刑法第 81 条）
- ③ 外患援助（刑法第 82 条）
- ④ 現住建造物等放火（刑法第 108 条）
- ⑤ 激発物破裂（刑法第 117 条第 1 項, 第 108 条）
- ⑥ 現住建造物等浸害（刑法第 119 条）
- ⑦ 汽車転覆等致死（刑法第 126 条第 3 項）
- ⑧ 往来危険による汽車転覆等致死（刑法第 127 条, 第 126 条第 3 項）
- ⑨ 水道毒物等混入致死（刑法第 146 条後段）
- ⑩ 殺人（刑法第 199 条）
- ⑪ 強盗致死（強盗殺人を含む。）（刑法第 240 条後段）
- ⑫ 強盗強姦致死（刑法第 241 条後段）
- ⑬ 爆発物使用（爆発物取締罰則第 1 条）
- ⑭ 決闘殺人（決闘罪に関する件第 3 条, 刑法第 199 条）
- ⑮ 航空機墜落等致死（航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第 2 条第 3 項）
- ⑯ 航空機強取等致死（航空機の強取等の処罰に関する法律第 2 条）
- ⑰ 人質殺害（人質による強要行為等の処罰に関する法律第 4 条）
- ⑱ 組織的な殺人（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 3 条第 1 項第 3 号, 第 2 項）
- ⑲ 海賊行為致死（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第 4 条）